

第1回小金井市市歌選定委員会

小金井市市歌選定委員会設置要綱

（設置）

第1条 本市における市歌を制定するため、小金井市市歌選定委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

（所掌事項）

第2条 委員会は、次に掲げる事項について協議する。

- (1) 市民からの意見公募に関すること。
- (2) 市歌の選定及び選定後の活用方法に関すること。
- (3) その他市歌の選定に関し必要な事項

（組織）

第3条 委員会の委員は、次に掲げる者のうちから、市長が協力を依頼し、又は任命する委員10人以内をもって構成する。

- (1) 市民 4人以内
- (2) 関係団体等が推薦する者 4人以内
- (3) 学識経験者 2人以内
- (4) その他市長が必要と認めた者

2 前項第1号に定める委員の選考方法は、公募によるものとする。

（委員の任期）

第4条 委員の任期は、協力を依頼され、又は任命された日から平成30年10月31日までとする。

（運営）

第5条 委員会に、委員長及び副委員長を置く。

- 2 委員長及び副委員長は、委員の中から互選する。
- 3 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。
- 4 委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、副委員長がその職務を代理する。

（会議）

第6条 委員会は、委員長が招集する。

- 2 委員会は、委員長、副委員長及び委員のうち半数以上の者の出席がなければ開くことができない。
- 3 委員会の議事は、合議制とし、意見が整わないときは、委員長の決するところに

よる。

4 委員長は、必要があると認めるときは、委員会に委員以外の者の出席を求め、その意見を聴取することができる。

(謝礼)

第7条 委員には、予算の範囲内で謝礼を支払うものとする。

(庶務)

第8条 委員会の庶務は、企画財政部企画政策課において処理する。

(その他)

第9条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が別に定める。

付 則

この要綱は、平成29年12月22日から施行し、平成30年10月31日限り、その効力を失う。